

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
	知事部局（出納局を含む。）		知事部局（出納局を含む。）
	部長 理事 <u>事務局</u> 長 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 <u>次長</u> 政策総括監 副局長 出納局長 課長 センター長 室長（行政経営室） 推進監 副課長 副センター長 <u>マネージャー</u> 副室長（行政経営室） 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）		部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 <u>企業立地総括監</u> 副局長 出納局長 課長 センター長 室長（行政経営室） 推進監 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）
	略		略

改正前			改正後		
現地機関	略		現地機関	略	
	虹の松原学園	園長 総務課長		虹の松原学園	園長 副園長 総務課長
	略			略	
	関西・中京事務所	略		関西・中京事務所	略
	有田窯業大学校	校長 副校長（校長が非常勤である場合に限る。）			
	窯業技術センタ	略		窯業技術センタ	略
	略			略	
備考			備考		
1・2 略			1・2 略		
3 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「マネージャー」とは、 <u>推進監の職務を総括補佐するマネージャーをいう。</u>			3 略		
4 略					

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。